



2022年9月9日

各 位

会社名 株式会社 TSON  
(コード番号 3456 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代 表 取 締 役 荒 木 健 次  
問合せ先 取締役経営管理部長 二村 孝博  
T E L : 052-589-6055  
U R L : <https://www.tson.co.jp>

### 代表取締役の異動及び取締役、監査等委員候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2022年9月9日開催の取締役会において、下記のとおり、代表取締役の異動について決定するとともに、2022年9月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議する取締役及び監査等委員の候補者を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、2022年9月27日開催予定の第14期定時株主総会及び取締役会の決議を経て正式に決定される予定です。

### 記

#### 1. 代表取締役の異動（2022年9月27日予定）

##### (1) 異動の理由

任期満了に伴う新たな経営体制のもと、さらなる経営基盤の強化及び企業価値向上を図るため。

##### (2) 異動の内容

氏名	新役職	現役職
加藤 冬樹	代表取締役社長	—
荒木 健次	相談役	代表取締役社長

##### (3) 新任代表取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
加藤 冬樹 (1974年12月16日)	2001年10月 株式会社シスコ入社 2007年3月 東新住建株式会社入社	0株

## 2. 取締役候補者の選任

(2022年9月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職	現役職
加藤 冬樹	代表取締役社長	(新任)
金子 勇樹	取締役	取締役副社長
小間 幸一	取締役	取締役
伊藤 彰将	取締役	取締役
百生 彰	取締役	執行役員
加藤 隆弘	取締役	(新任)

### 新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
※百生 彰 (1960年3月1日)	1982年4月 株式会社清水屋入社 1988年7月 東新住建株式会社入社 2012年9月 当社取締役(非常勤) 就任 2013年9月 当社代表取締役社長(非常勤) 就任 2013年10月 当社代表取締役社長(常勤) 就任 2020年9月 代表取締役社長退任 2020年9月 執行役員就任 住宅事業部長 2021年9月 執行役員 LF事業部担当部長(現任)	10,000株
※加藤 隆弘 (1964年12月1日)	1985年4月 日耕機電株式会社(現 昱耕機株式会社)入社 2004年10月 旭中部資材株式会社(現 旭コンステック株式会社)入社 2007年11月 株式会社トラスト入社 2013年1月 金印株式会社入社 2019年9月 株式会社コムテック入社 2021年7月 エムジーホールディングス株式会社入社 2022年3月 当社経営管理部(現任)	0株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 3. 監査等委員である取締役の候補者

2022年9月27日開催予定の第14期定時株主総会に付議予定

氏名	新役職	
澤田 直夫	取締役 常勤監査等委員	新任

#### 新任監査等委員候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数
澤田 直夫 (1975年6月22日)	2019年4月 東海学園大学経営学部 「スポーツマーケティング」講師 2021年4月 合同会社AdVentureSky 設立 2021年7月 株式会社ピースポット取締役 2022年1月 鯨バス株式会社 取締役SDGs推 進担当 2022年6月 中部圏SDGs広域プラットフォ ーム運営委員	0株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者澤田直夫氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める額としております。
3. 候補者澤田直夫氏は、事業会社等で取締役を歴任し、経営やSDGsに関する豊富な知見と幅広い見識を有していることから、当社の事業運営に対して適切に監査・助言を行っていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し、更新する予定であります。同候補者が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。